

# 家畜衛生情報



令和6年12月3日  
(通算第694号)  
問合せ先  
長野県庁園芸畜産課  
電話 026-235-7232

## 国内家きん 12 例目 宮崎県の家きん農場で 高病原性鳥インフルエンザが発生しました

令和6年12月3日、宮崎県川南町の家きん農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、今シーズンの家きん農場での発生は12事例となりました。



### 農場の概要及び経緯

所在地	宮崎県川南町
飼養状況	約 3.5 万羽 (肉用鶏)
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月2日(月曜日)、宮崎県は、同県川南町の家きん農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施。</li> <li>同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明。</li> <li>12月3日(火曜日)、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。</li> </ul>

## R6シーズンの家きん農場の発生状況について

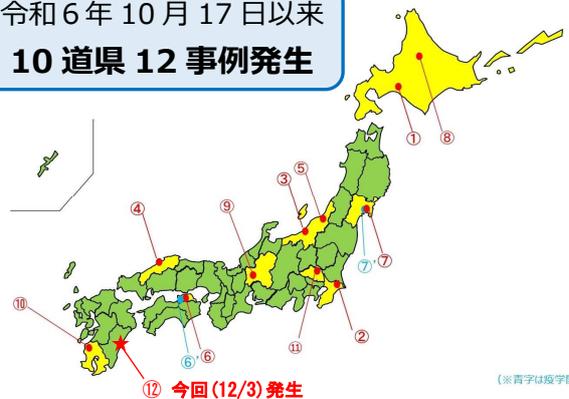
今シーズンは、家きんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

今後、渡り鳥飛来の本格化に伴い、発生リスクは更に増大し、全国どこで起きてもおかしくない状況です。

対策の基本は、飼養衛生管理の遵守徹底です。飼養衛生管理基準の自己点検を行い、最大限の警戒をお願いします。

家きんがまとまって死亡している等の異常を見つけた場合は、家畜保健衛生所へ通報してください。※休日・夜間は公用携帯電話に転送されます。

令和6年10月17日以来  
10道県 12 事例発生



(※青字は疫学関連農場)

出典：農林水産省 HP (R6.12.2 時点一部改)

## 鶏等を食肉に処理する際は、食鳥処理場へ出荷してください！！

鶏等の肉を食品として販売する場合には、許可を受けた食鳥処理場又は認定小規模食鳥処理場において処理する必要があります。

詳細は、別添のリーフレットをご覧ください。

### 食鳥の処理に関する問合せ先

食鳥処理業に関すること：長野食肉衛生検査所（電話：026-227-6209）  
食肉の販売に関すること：管轄の保健所（二次元コード参照）



異常通報、飼養衛生管理に関する相談は家畜保健衛生所まで！

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232

鶏を飼養している方へ

# 鶏等を食肉に処理する際は、 **食鳥処理場**へ出荷してください

食鳥<sup>※1</sup>を処理し、食鳥肉等を食品として販売<sup>※2</sup>する場合には、その処理は、食鳥処理場<sup>※3</sup>で行われなければなりません。

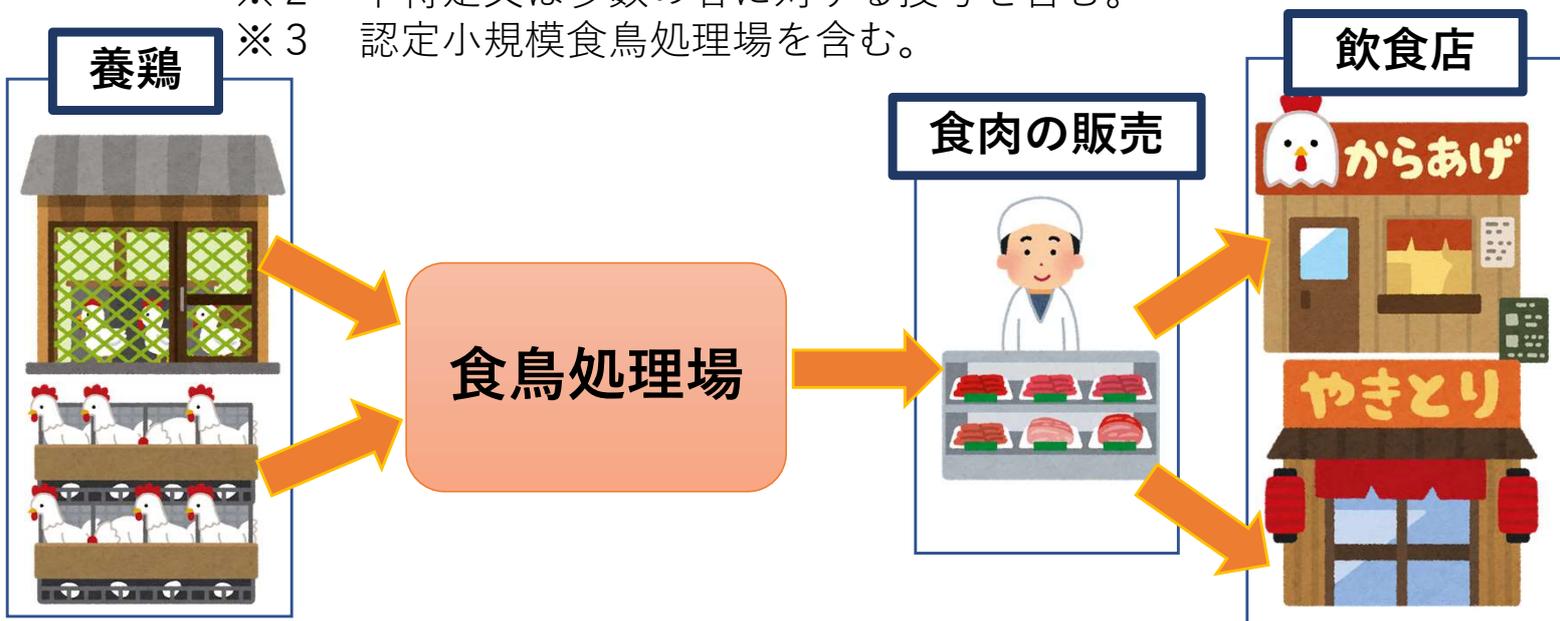
飼養している鶏等を食肉に処理する際には、**必ず、食鳥処理場へ出荷してください。**

なお、自ら処理する場合であっても、処理した食肉を販売等する場合には、認定小規模食鳥処理場として、事前に許可が必要です。

※1 鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであって政令で定めるもの。

※2 不特定又は多数の者に対する授与を含む。

※3 認定小規模食鳥処理場を含む。



食鳥処理業については長野食肉衛生検査所（電話：026-227-6209）へ、食肉の販売については管轄の保健所（二次元コード参照）へお問い合わせください。



長野県健康福祉部食品・生活衛生課  
(電話：026-235-7154)